

## 新型コロナウイルス関係 4.9②

令和2年4月9日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

### 感染症法施行令の一部を改正する政令等について (新型コロナウイルス感染症関連)

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菡 敏

### 感染症法施行令の一部を改正する政令等について (新型コロナウイルス感染症関連)

新型コロナウイルス感染症(※)に関して、今般、感染症法施行令の一部を改正する政令等が公布され、令和2年3月27日より施行する旨、厚生労働省より本会あて周知方依頼がありました。

本件は、国内及び海外における同感染症の発生状況の変化等を踏まえ、また、生物テロ等の人為的な感染症の発生を防止するため、所要の政令を改正するものであり、主な改正内容は以下のとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会ならびに関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下、本文書中において同じ。)であるものに限る。

#### <主な改正内容>

#### 1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第59号)

##### ○新型コロナウイルスの四種病原体への追加

ベータコロナウイルス属のコロナウイルスについて、保管等の基準の遵守を行う必要がある感染症法上の「四種病原体等」に追加する。

#### 2. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(令和2年政令第60号)

##### ○新型コロナウイルス感染症について、以下の感染症法上の規定を準用する。

- ・生活用水の使用制限(第31条)
- ・建物に係る措置(建物の立入制限等)(第32条)
- ・交通の制限又は遮断(第33条)
- ・実施する措置等に関する情報の公表(第44条の2)
- ・感染を防止するための協力(健康状態の報告、外出自粛等の要請)(第44条の3)
- ・都道府県による経過報告(第44条の5)